

令和 5 年度兵庫県国民健康保険団体連合会事業報告について

第 1 令和 5 年度事業実施について

国保を取り巻く情勢は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年が目前に迫る中、勤労者皆保険など被用者保険の適用拡大が進められており、国保被保険者の更なる減少に伴う保険財政等への影響が懸念されています。

一方、介護保険においては、高齢化に伴い介護給付費が 10 兆円を超えるなど、今後の増加が見込まれており、給付の適正化など介護保険制度の持続可能性の確保も課題となっています。

本会の基幹業務である診療報酬審査支払業務については、現在「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会の審査結果の差異の解消やシステムの整合について取組が進められているところです。

また、国保制度については、「兵庫県国保運営方針」に基づき、保険料の統一や事務の標準化が進められているところですが、令和 4 年 8 月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく「国民健康保険システム標準仕様書（案）」が示され、市町国保保険者においては、令和 7 年度までに当該システム（いわゆる「ガバメントクラウド」）へ移行することが求められるなど、国保事務の標準化の動きも進んでいます。

このような中、令和 5 年度の本会事業運営に当たっては、保険者の共同体として、また、審査支払機関として、社会的使命を果たすことを目的に、「保険者に満足され信頼される連合会をめざして」の基本理念のもと、各種事業に取り組みました。

基幹業務である審査支払業務においては、電子レセプトデータ及び審査結果データ等を活用した効率的、効果的な審査の推進により、査定率の向上による医療費適正化等に取り組むとともに、保険者支援事業として、共同電算処理事業や保健事業、第三者行為損害賠償請求事務等、保険者事務の効率化、負担軽減に資する各種事業を実施いたしました。

また、各種電算システムの安定的な運用に努めるとともに、中期的な財政を見通した計画的かつ健全な財政運営の推進、業務上の高い専門知識を有した職員の育成などに取り組みました。

第2 事務事業推進の重点事項

令和5年度の事務事業については、次の事項を重点に推進した。

1 審査支払業務の充実・強化

査定率の向上を目標に、審査の質の向上と効果的な審査事務共助に取り組むなど、審査業務の充実・強化を図るとともに、円滑な支払業務に努めた。

○ 診療報酬等審査支払業務及び療養費等審査支払業務の充実・強化

審査委員による審査担当職員研修等を実施し、審査担当職員の審査業務能力の向上を図ることにより、専門的かつ効果的な審査事務共助に取り組むとともに、一次審査の請求内容及び保険者再審査容認項目の分析によるコンピュータチェックの設定を行い、目視点検と組み合わせた審査事務共助に努めた。

また、国保中央会が公開しているチェックルールを設定することにより、審査精度の向上及び審査基準の統一化に努めた。

資格喪失後受診等のレセプトを、本会の一次審査時点で発見・返戻することにより、給付の適正化を図るとともに保険者の過誤処理事務の負担軽減に努めた。

療養費等審査支払業務については、柔道整復施術療養費審査会の円滑な運営を行うとともに、柔道整復施術機関に対して迅速で確実な支払を行った。

○ 介護給付費等審査支払業務の充実・強化

事業所の安定運営の支援等のため、県・保険者には事業所台帳等の整備について協力いただくとともに、本会において事業所からの正しい請求がなされるよう、関係機関と連携しインターネット請求やケアプランデータ連携システムの普及促進を行うなど、給付明細書等の返戻減少に取り組んだ。

○ 障害者総合支援法関係業務等の充実・強化

障害介護給付費等の効果的、効率的な審査、迅速かつ確実な支払を行うため、県及び市町と連携を行い、各種台帳の整備を進めるとともに、正しい請求がなされるよう、事業所への周知に努めた。

2 保険者支援事業の充実・強化

保険者ニーズを把握し、保険者事務の効率化や負担軽減に向けた各種支援事業の充実・強化に努めた。

○ 共同事業等の積極的な推進

保険者ニーズを的確に把握することを基本に、国保保険者事務共同電算処理業務、オンライン資格確認の保険者支援業務、第三者行為損害賠償求償事務、介護給付適正化支援業務、介護サービス苦情処理業務等を積極的に推進した。

○ 保健事業等の積極的な展開

「糖尿病性腎症重症化予防」等、保険者努力支援制度の評価指標を踏まえ、本会（保健事業コーディネータ）が各保険者の保健事業実施上の課題等を把握し、専門家（保健事業支援・評価委員会）との連携により、各保険者に合わせた助言や支援を行った。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援や KDB システム及び KDB 補完システムの具体的な活用方法に関する説明会を実施するなど、保険者ニーズを踏まえ、保険者の保健事業の円滑な実施の支援に努めた。

3 効率的な運営体制の確立

健全な財政運営を推進するとともに、組織に必要な人材を育成するなど、効率的な運営に努めた。

○ 各種電算システムの円滑稼働

「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度の国保総合システム更改に向けた準備を計画的に行うとともに、その他国保中央会開発システムの適切な運用と安定稼働に努めた。

○ 持続可能な組織運営体制

令和6年度から3年間の中期的な財政見通しを基に、各種手数料等の見直しを行う等、健全な財政運営を推進するとともに、審査支払業務改革など本会を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応する業務上の知識の習得と高い専門性をもった保険者に信頼される職員の育成に努めた。